

| 保険補償制度について

当社の車両には下記の金額を限度として保険その他の制度による補償が付いています。ただし補償制度の上限を超えたもの、免責金額が保険約款の免責事項に該当する事故、貸渡約款に違反する事故および警察の事故証明が取得できない場合の損害はすべてお客様のご負担となります。

対人・人身		
区分	事故内容	補償内容
対人補償	他人を死傷させたとき	無制限
人身補償	運転、同乗者が死傷したとき	1名につき 最大3,000万円まで

対物・車輻			
区分	事故内容	補償内容	免責
対物補償	他人の車や物に損害を与えたとき	1事故限度 無制限	5万円
車輻補償	貸出車輻に損害を与えたとき	1事故限度 時価まで	5万円

注意事項

- 1 搭乗者の自動車事故によるケガ(死亡・後遺障害を含みます)につき。運転者の過失割合に関わらず、損害額を補償いたします。(限度額 3,000 万円：損害額認定は保険約款に基づき保険会社が実施)
- 保険の免責金額及び給付される保険金を超える損害額はおお客様のご負担になります。
- 保険契約の免責事項に該当する事故の場合、保険金は給付されません。また警察の事故証明のない場合、保険金が給付されない場合もございます。

免責補償制度について

万一の事故の際に、お客様のご負担となる対物免責額と車両免責額を補償する制度です。ただし、同一貸渡しにおいて複数事故が発生した場合、初回事故のみの適用となります。

免責保証制度に加入していると、

免責補償制度加入料 1日当たり：1,100円(税込) / 負担額0円

保険が適用されない場合

お客様は貸渡約款を遵守して、レンタカーをご利用ください。次のような運転または状態で発生した事故による損害はお客様のご負担となります。この場合、基本料金に含まれる前述の保険補償制度、および車両・対物事故免責補償額制度（CDW）の適用をお断りいたします。当社がお客様の負担すべき損害金を支払ったときは、お客様は直ちに当社にその支払額をお支払いください。

■事故現場より警察および当社への連絡など所定の手続きが取られていない場合

■貸渡契約に違反している場合

- ・無免許運転の場合
- ・酒気帯び運転・飲酒運転の場合
- ・契約者以外の方が運転して事故を起こした場合
- ・当店に連絡がない場合
- ・貸渡期間の無断延長の場合
- ・無断で示談した場合
- ・氏名・年齢・住所などを偽った者の運転で事故を起こした場合
- ・そのほか貸渡約款に違反した場合

■保険約款または補償制度の免責事由に該当する場合、または支払を除外されている場合

- ・故意による事故
- ・パンク・タイヤの損傷
- ・ホイールキャップの紛失破損
- ・ライトの点けっ放しなどによるバッテリートラブル費用一式
- ・鍵の紛失
- ・パンク応急修理キット代
- ・お客様の所有、使用、管理する財物の損害など

■使用・管理上の落ち度があった場合

- ・施錠しないで駐車し盗難にあった場合
- ・使用方法が劣悪なために生じた車体などの損傷や腐食の補修費
- ・車内装備の汚損
- ・装備品の紛失

- ・タイヤチェーン、キャリア、チャイルドシートの取付および装備不備による損害
- ・海岸、河川敷または林間など車道以外で走行した場合の車両損害（維持・管理された道路以外での事故）

- ・給油時の燃料種別の間違いにより生じた補修費

※ お申込みは出発時に限らせていただきます。貸渡の途中での加入・解約はできません。

※ 15日以上1ヶ月以内の貸渡契約については15日分の加入料とし、補償は貸渡期間中とします。

※ シートベルト・チャイルドシートの着用を条件とします。

ノンオペレーションチャージについて

万一車両のご利用中に、当社の責任によらない事故、盗難、故障、汚損、車内装備の損害、シートの焦げ跡などが発生し、

車両の修理・清掃が必要になった場合、その期間中の休業補償の一部として下記金額を、その損傷等の程度や修理等の所要時間にかかわらずご負担いただきます。

■自走して予定の営業店に返却された場合 100,000 円（税抜）

■自走不可能な場合 150,000 円（税抜）

※自走不可能な場合のレッカー代（当社指定工場まで）はお客様のご負担になります。

※免責補償制度は適用されません。

※損傷の程度や修理期間に関わらずご負担いただきます。

※事故の場合レンタル契約はその場で終了となります。なお、弊社が受領済みの料金は返金いたしません。

※車両・対物事故免責額補償制度（CDW）にご加入の場合でもご負担いただきます。

※NOCには消費税（地方消費税含む）はかかりません。